

議案第 13 号

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例の  
制定について

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例（令和6年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（組織に関する特例）」を付し、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、第3条中「33人」とあるのは「34人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

組織に関する特例の期間が満了することに伴い、新たな特例を追加しようとするものである。

参考資料

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市人権・男女共同参画推進審議会条例 (令和6年野田市条例第12号)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (組織に関する特例)</p> <p>3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第3条中「33人」とあるのは「35人」とする。</p> <p><u>4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、第3条中「33人」とあるのは「34人」とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>附 則 (組織に関する特例)</p> <p>3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第3条中「33人」とあるのは「35人」とする。</p> <p><u>4 (略)</u></p>